

Ⅱ 第二期基本計画



(1) 計画の位置付けと計画の期間

本計画は、令和17年（2035年）を目標年とする第四次草加市総合振興計画基本構想（以下「基本構想」）の将来像である「快適都市」を実現するため、基本構想に基づいて施策を体系化し、「施策の意図」を明確にする中で、それぞれの施策の取組を定めるものです。

基本構想の計画期間は20年であり、一期を4年とする基本計画を策定することとしているため、第二期基本計画となる本計画の計画期間は令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

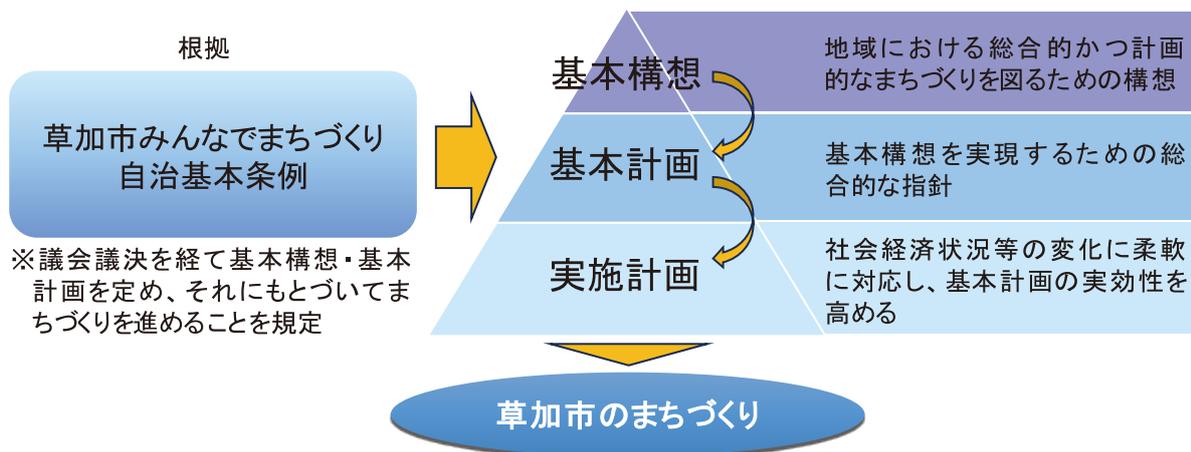
年度	平成			令和																	
	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
基本構想	第四次草加市総合振興計画基本構想																				
基本計画	第一期	第一期基本計画																			
	第二期				第二期基本計画																
	第三期								第三期基本計画												
	第四期												第四期基本計画								
	第五期																第五期基本計画				

(2) 計画の役割と性格

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの計画期間内に実施する施策の方向性や取組内容などを明らかにするとともに、その実現を確保するためのまちづくりの総合的な指針となるもので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例第11条第1項の規定に基づき、市議会の議決を経た上で策定されるものです。

計画の推進に当たっては、予測される社会・経済状況の変化、地域の実態や市民ニーズ、財政状況等を考慮し、国・県の計画、本市に関連する広域的な圏域における計画等との調整を図るものとします。

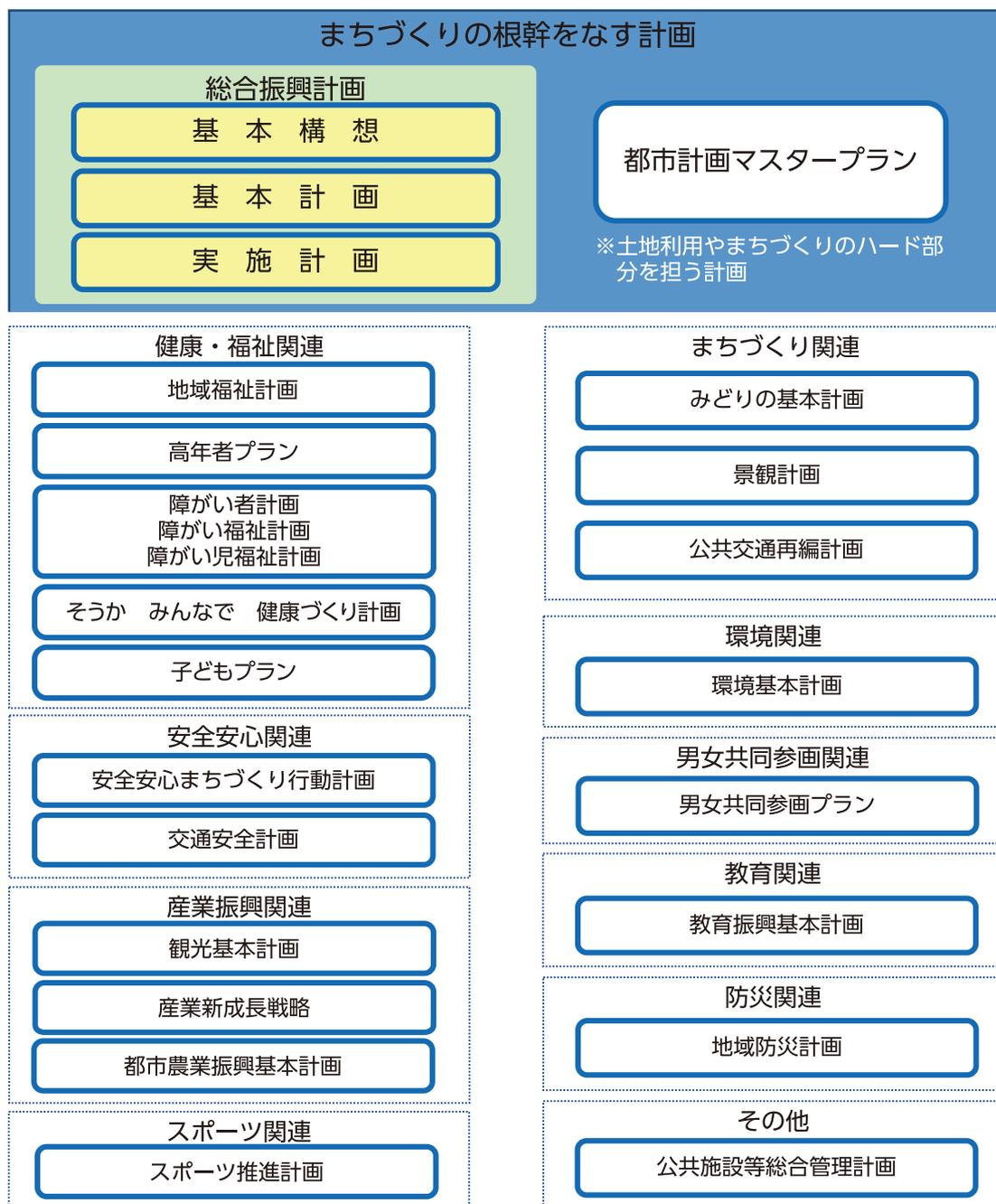
そのため、今後の社会・経済状況等の変化に弾力的に対処し、基本計画を実効性のある計画とするため、3か年を計画期間とする実施計画を策定します。



(3) 草加市の計画体系

基本構想の将来像である「快適都市」を実現するためには、様々な分野が相互に情報を共有し、緊密に連携しながら、効果的・効率的にまちづくりを推進していくことが必要です。

本市では、まちづくりの将来像やその実現のための方向性を示す基本構想と、土地利用や道路や河川、上下水道などの都市基盤に関する中心的な計画であるまちづくりの基本となる計画草加市都市計画マスタープラン2017-2035（以下、「都市計画マスタープラン」）をまちづくり計画の両輪とし、これらをさらに詳細化した計画として分野別計画を位置付けるとともに、これらの計画を全庁的・横断的に推進していくことで、全ての計画が「快適都市」の実現という共通目標を持った市の計画体系の一部として機能する計画となっています。



※この図は、総合振興計画と分野別計画の体系イメージを表したものです。

※地域福祉計画、スポーツ推進計画については、総合振興計画と一体として策定しています。

(4) 行政評価による計画の進捗管理と 第二期基本計画における取組

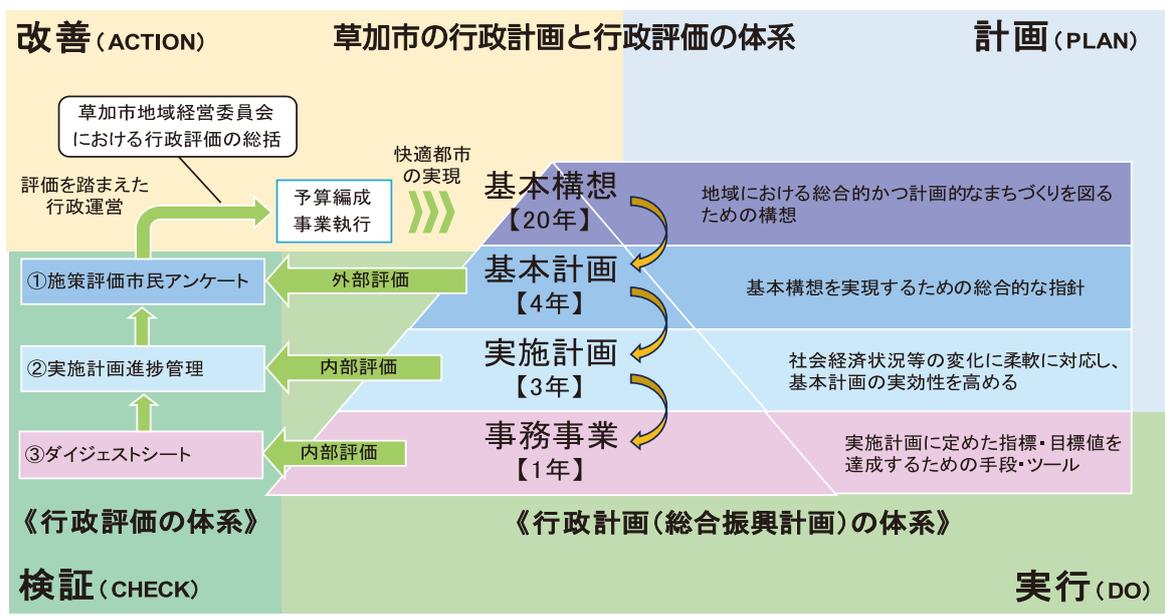
第四次草加市総合振興計画では、限られた資源を適切に配分し、その中で最大限の効果を生み出すため、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「検証（CHECK）」「改善（ACTION）」の仕組みをさらに強化することで、計画の進捗状況を適切に管理し、効率的・効果的な行政運営を図ることをめざしています。

第一期基本計画では、39の施策について、その確実な実現に向けて計画的な取組を進めるとともに、基本構想、基本計画をより実効性のある計画とするため、行政評価*1の体系についてもあわせて整理を行ってきました。その中で、各施策の目標の達成に、どのような手法（＝事務事業）を採用し、どのくらいの費用（＝財源）を使うか、またその進捗を測るための指標・目標値を実施計画に定め、それらの達成状況を客観的・多角的に評価・検証し、継続的に改善を行ってきました。

また、各施策に対する市民満足度・重要度に関する調査について、内容をより分かりやすく、より充実させることで、市民への説明責任を果たし、評価自体の精度を向上させるため、従来の市民アンケートとは分離し、施策評価市民アンケートとして、単独で実施することとしています。

さらに、施策評価市民アンケートの結果において重要度が平均以上、満足度が平均以下となった施策については、草加市地域経営委員会*2において、行政評価制度のあり方を含め、満足度向上に寄与すると考えられる事項について検討を行っています。

第二期基本計画では、基本構想の体系に基づき、41施策で構成をし、基本的には第一期基本計画の取組を継続していきます。その上で、計画本文の体系を、「現状と課題」「施策の方針」と統一を図ることで、第一期基本計画での成果や課題を振り返るとともに、市民にとっても分かりやすい計画とします。また、第一期基本計画において、目標値が達成できていない施策については、これまでの取組を検証しつつ、継続すべきものは継続し、改めるべきものは改め、目標達成に向けて最大限努力をしていきます。



*1 行政評価…行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組み
 *2 草加市地域経営委員会…地域経営の取組を推進するため設置され、経営者、知識経験者、市民で構成される市の附属機関

2 | 計画のフレーム

(1) 人口・世帯

本市の人口は、ゆるやかな増加から微増へと変化してきています。

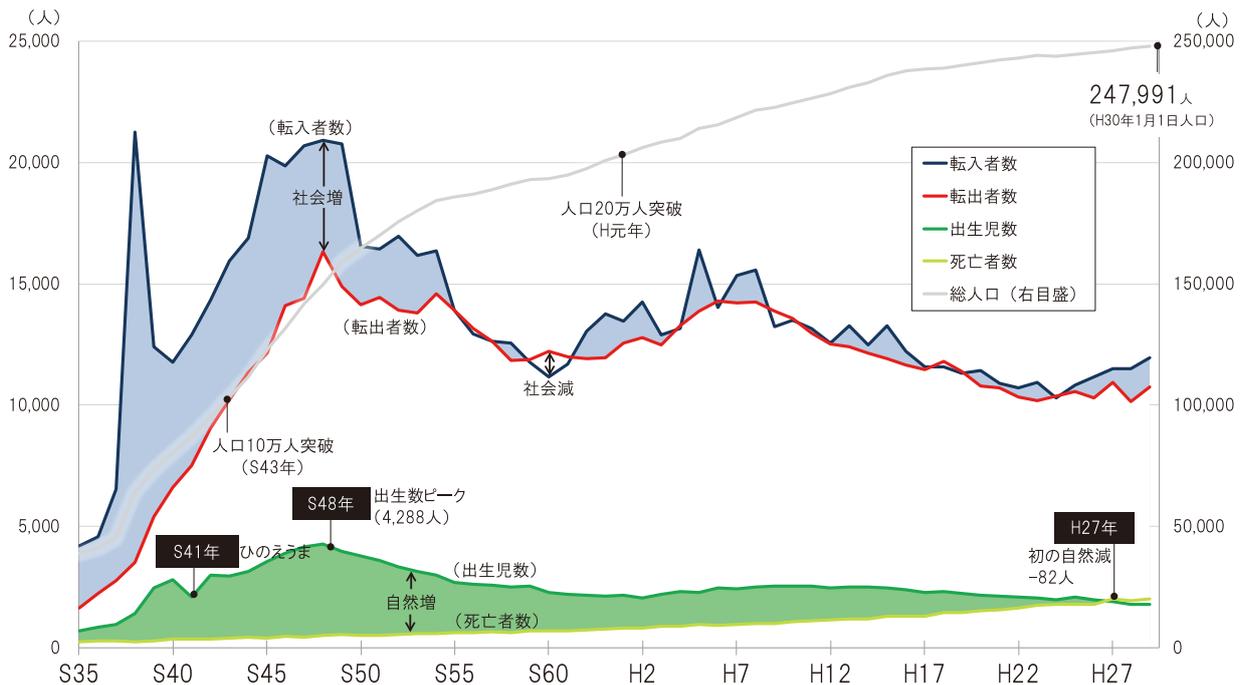
人口増減の要因は、転入と転出との差である社会増減と、出生と死亡との差である自然増減の2つがあります。社会増減については、マンション建設などがあると人口が増えるため、年ごとの変動が大きくなっていますが、長期的には転入者も転出者も減少する傾向にあり、今後、大きな人口の増加は望めない状況となっています。

一方、自然増減については、平成16年（2004年）ごろまでは1,000人を超える自然増があったものが、年々縮小しています。平成に入り出生数はほぼ一定である一方、死亡数が徐々に増加し、平成27年（2015年）に初めて自然減に転じました。

そのため、本計画の計画期間における本市の人口は、松原団地建替事業による転入増が予想されるものの、令和2年（2020年）の249,617人から、令和5年（2023年）の250,940人へと微増にとどまるものと推計されます。また、世帯数はひとり暮らし世帯の増加などの影響から人口に比べると増加率が高いことから、令和2年（2020年）の116,950世帯から、令和5年（2023年）には119,193世帯に増加するものと推計されます。

人口及び世帯数の予測（各年4月1日現在）

	平成30年（2018年） （実績値）	令和2年（2020年） （推計値）	令和5年（2023年） （推計値）
総人口(人)	248,239	249,617	250,940
世帯数(世帯)	114,862	116,950	119,193



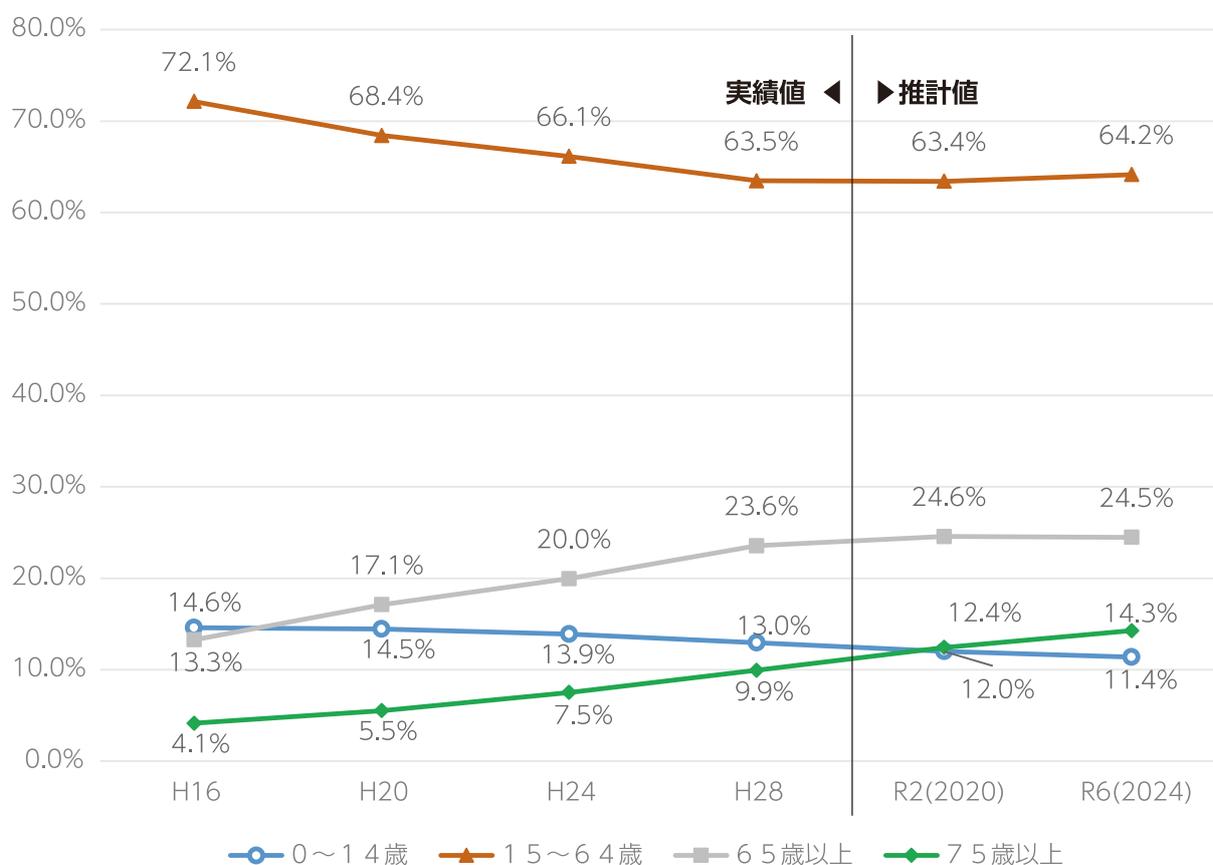
資料：住民基本台帳人口

また、本計画期間中の高年者の比率について、65歳以上人口比率は、24.6%から24.5%のほぼ横ばいで推移する見込みですが、75歳以上人口比率は12.4%から14.3%に上昇する見込みであり、後期高齢者の比率の上昇が特に顕著となっています。

一方、年少人口比率は12.0%から11.4%へと減少する見込みとなっています。

なお、外国籍市民については、平成26年（2014年）の4,625人から、平成30年（2018年）には6,306人へと増加しており、今後も多文化共生をめざした取組を推進することが求められます。

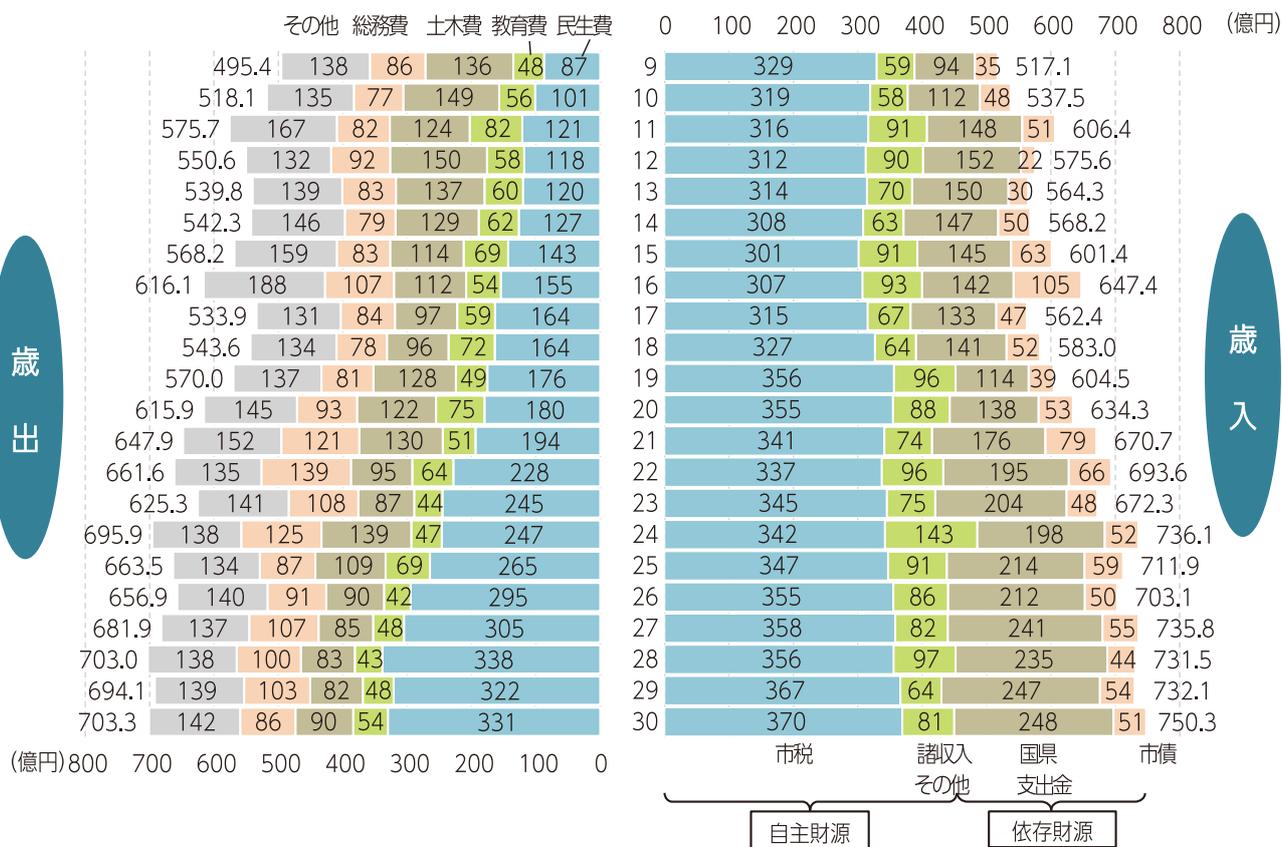
年齢3区分及び75歳以上人口比率の推移



資料：国勢調査、住民基本台帳人口、草加市統計書・人口推計結果（各年4月1日時点）

(2) 財政

一般会計決算額の推移



資料：各年度決算書

本計画に掲げた施策の実現性を確保するため、計画期間である令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間の一般会計の歳入見通しを306,000百万円とします。

計画期間の4年間では、歳入のうち大きな割合を占める市税については一定の水準を維持し、歳入全体でも微増傾向にあると推計されます。こうした税額の推移は、本市の人口の最も多くを占める年齢層が平成30年（2018年）現在で40歳代半ばの、いわゆる団塊ジュニア世代であることに起因するものと考えられます。団塊ジュニア及びその前後の世代は計画期間内において生産年齢人口層であり、税額に大きな影響はないと考えられます。しかし、その後この世代が老年人口層に入ることにより、税収入が大きく減少するものと見込まれます。

一方、歳出は、民生費*が近年増加し続けており、今後も老年人口が増加することなどによる増加の継続が想定されることを考えると、財政的な余力は小さくなっていくものと考えられます。

なお、歳入の見通しは将来人口推計結果や公共施設配置計画での施設更新費用等に基づいて算出しており、将来的な景気変動等の外部的な要因は見込んでいません。

第二期基本計画(令和2年度(2020年度)～5年度(2023年度)) 推計値
306,000百万円

※平成24（2012）～28年度（2016年度）の歳入の決算額をもとに、5年間の平均額や人口推計に基づいて各年の歳入額を推計し、合計して算出

* 民生費…社会福祉、障がい者・高齢者及び児童福祉などに要する経費

(3) 産業

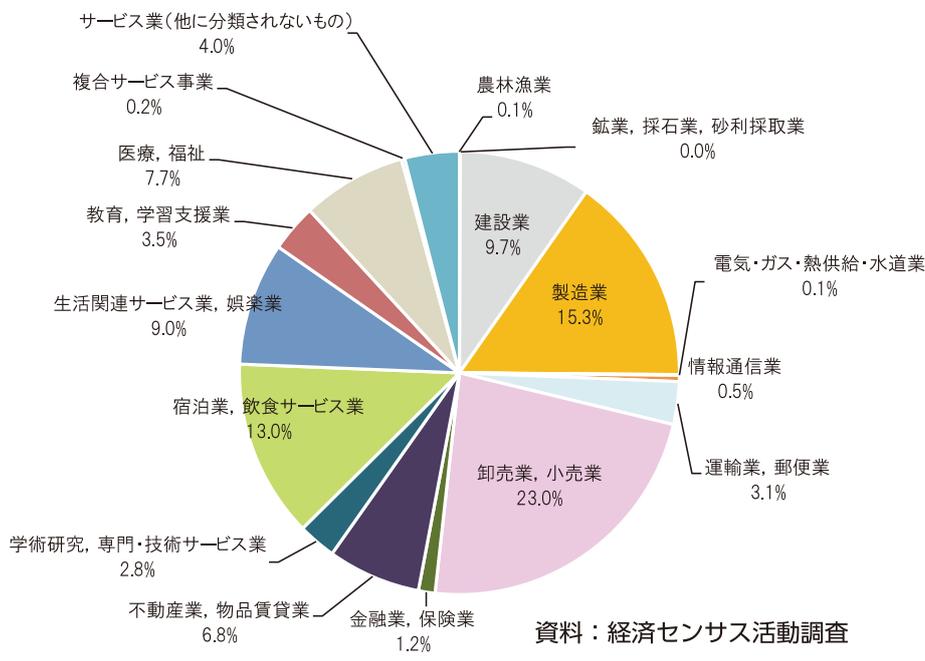
本市の産業を事業所数及び従業者数についてみると、「卸売業,小売業」、「製造業」、「宿泊業,飲食サービス業」が占める比率が高くなっています。

平成23年（2011年）から平成27年（2015年）の産業別の生産額をみると、第1次産業、第2次産業及び第3次産業のいずれもほぼ横ばいとなっています。

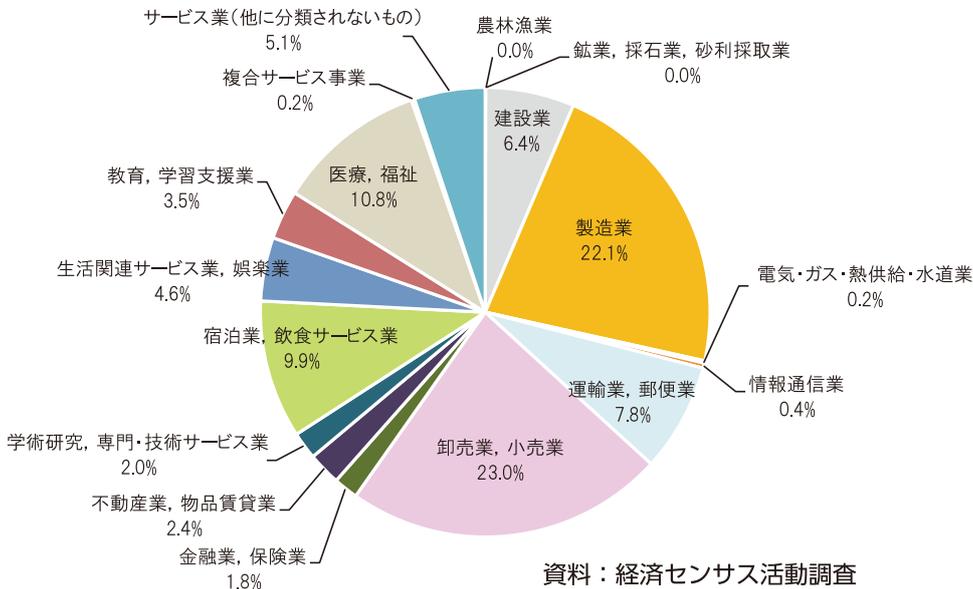
内閣府の平成30年度年次経済財政報告（平成30年（2018年）8月）では、我が国経済は緩やかに回復しており、全ての地域で緩やかな回復が見られているとしています。また、埼玉県経済動向調査（平成30年（2018年）10月）においても、県経済は緩やかに回復しているとされています。

経済状況による本市産業への影響は、今後も引き続き注視する必要があります。

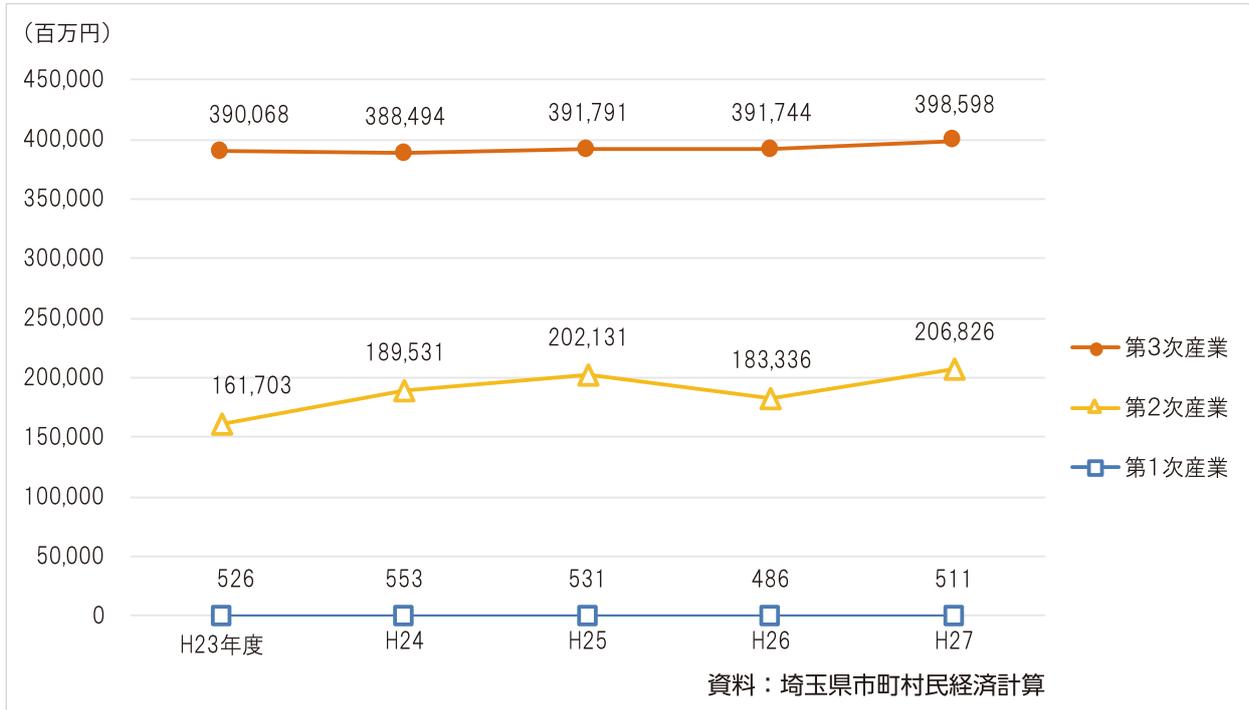
産業別民営事業所数（平成28年(2016年)）



産業別民営事業所従業者数（平成28年(2016年)）



産業別総生産額の推移



INFO

◆ 草加市の地場産業 ◆



●草加せんべい

現在、市内にあるせんべいの製造所や販売所は約50軒に及び、名実ともに草加市を代表する名物となっています。

製造工程は機械化されつつありますが、昔ながらの天日干しや手焼きも行われています。草加周辺では昔から、せんべいが手軽な携帯食として親しまれていました。それはこの地が良質な米と水、野田産の醤油など、せんべいの原料に恵まれていたからです。



●皮革

皮革産業は、ある皮革加工会社が昭和10年（1935年）に移転してきたのを契機に、三河島周辺の皮革業者が次々に草加に進出しました。



●ゆかた

江戸時代中期の大火で焼け出された神田の紺屋（染め物屋）が、日光街道の宿場町だった草加周辺に住み着いたのが始まりといわれています。

(4) 土地利用

本市は、埼玉県东南部に位置し、関東平野の中心部に広がる中川低地と呼ばれる中川・綾瀬川下流域に開けた沖積平野*1に属しています。東は八潮市、三郷市、吉川市、西は川口市、北は越谷市、そして南は東京都足立区に接しています。

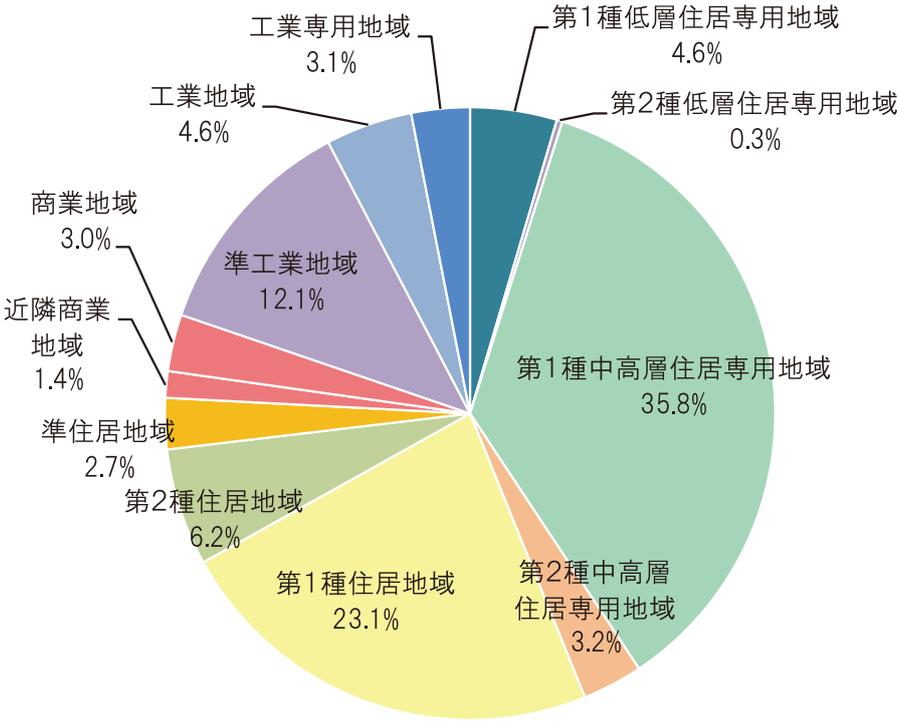
市域は東西方向に7.24km、南北に7.60kmで、面積は27.46km²であり、全域が都市計画区域*2です。そのうち約90%が市街化区域*3であり、残りの約10%が市街化調整区域*4です。

市街化区域は、12の用途地域*5に区分されていますが、そのうち住居系の用途地域が75.9%、商業系の用途地域が4.4%、工業系の用途地域が19.8%を占めています。

本市の人口集中区域(1km²当たり4,000人以上の人口密度があり、まとめて人口5,000人以上を有する地区)は、東武スカイツリーラインに沿った市中心部に線状に発達し、昭和45年(1970年)以降急激に周辺部に拡大していき、昭和35年(1960年)に2.4km²であったものが昭和55年(1980年)には24.0km²に及びました。平成27年(2015年)には、25.07km²となり、これは市域の約90%と市街化区域のほぼ全域を占めています。

また、土地利用の転換状況を見ると、農地や雑種地の減少と宅地の増加という傾向が続いており、こうした傾向は今後も進むものと考えられます。

用途地域の内訳

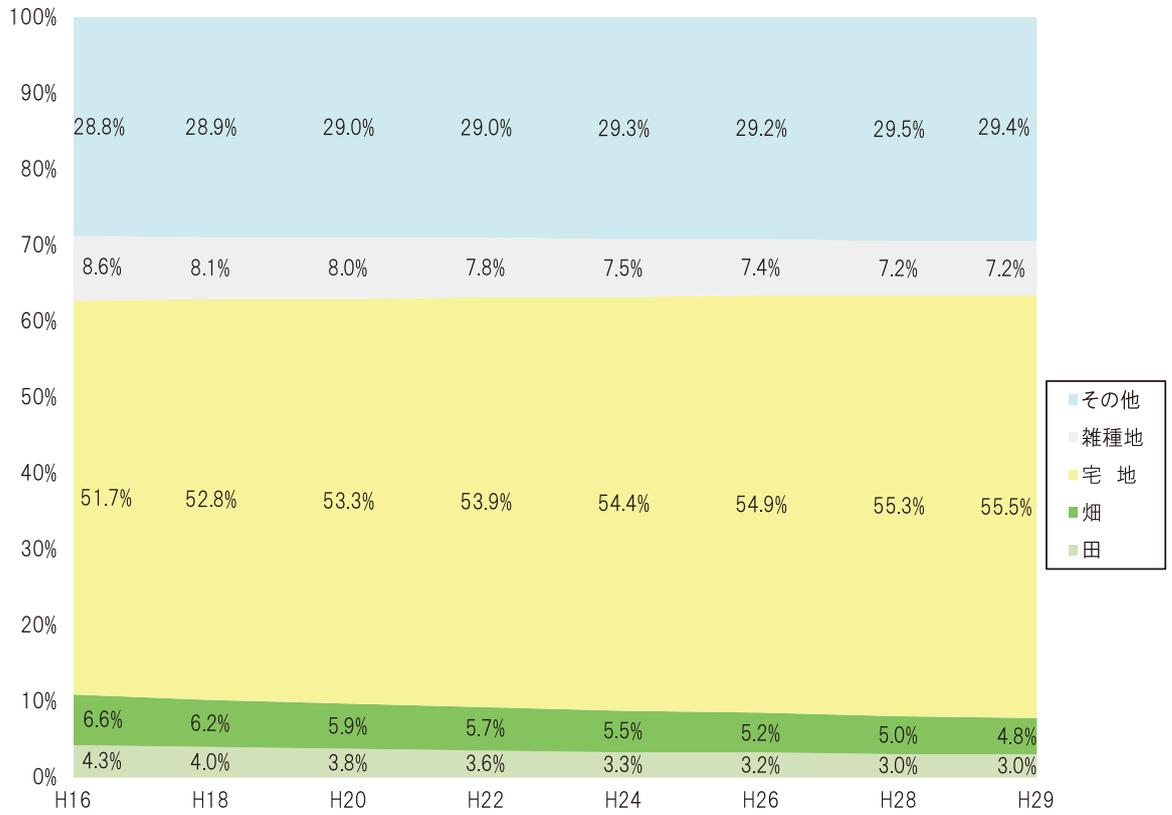


平成30年(2018年)5月1日現在
資料：都市整備部都市計画課

- *1 沖積平野…………… 主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種
- *2 都市計画区域……… 一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域
- *3 市街化区域…………… 都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域
- *4 市街化調整区域… 市街化を抑制すべき区域
- *5 用途地域…………… 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地利用の合理性を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途などを制限する制度。用途地域は12種類あり、大別すると、住居系、商業系、工業系となる



地目別土地面積割合の推移



資料：総務部資産税課

3 | 重点テーマ

(1) 重点テーマの位置付け

基本構想では、平成28年度（2016年度）からの20年間に於いて、人口減少や高齢化、地球温暖化の進行や大規模災害のリスクの高まり、財政制約の強まりといった点を今後の重要な前提としてとらえ、これからの「快適都市」の実現に当たっては、持続可能性と安心の向上が重視されるとしています。

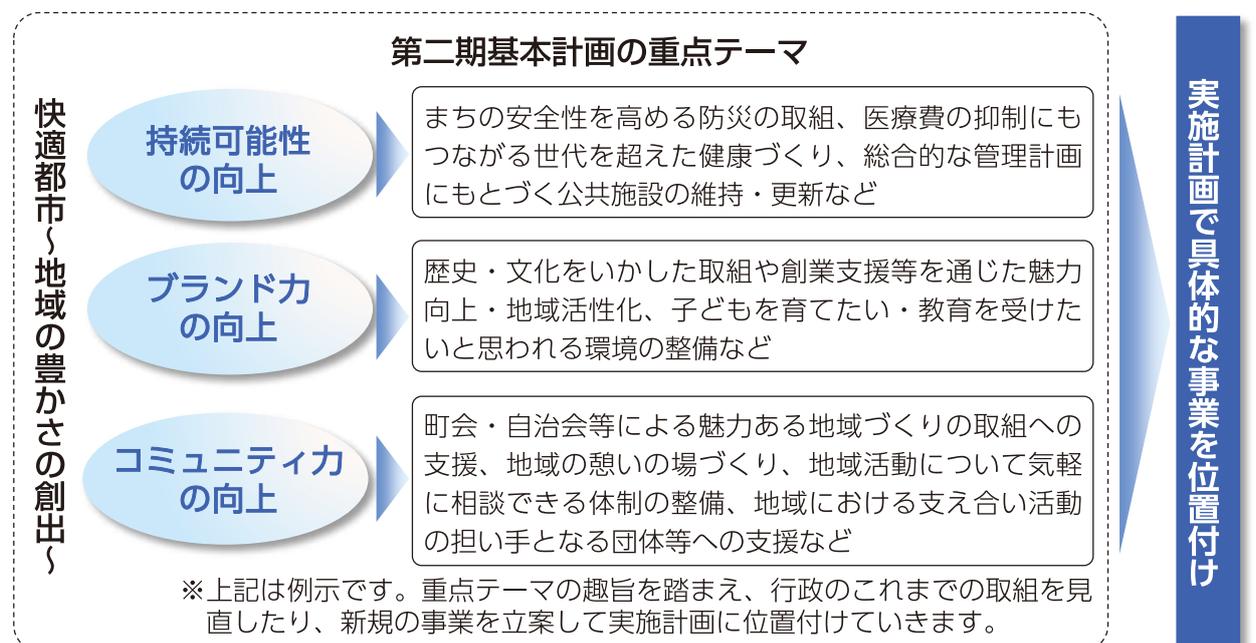
持続可能性と安心の向上のためには、近い将来に予測される大災害や高齢化の進行など、地域が抱えるリスクへの対応を計画的に進めること、まちの活力を将来にわたって維持していくため、住み続けたい、住んでみたいと思ってもらえるようなまちの「ブランド力(りょく)」を向上させること、そして、様々な取組を進めていく上での基盤となる「コミュニティ力(りょく)」を強化することが重要です。

第二期基本計画においても、第一期基本計画に引き続きこれらを重点テーマとして位置付け、これらに対して特に効果が高い取組、先導的な役割を果たす取組で、本基本計画期間内に取り組めるものを優先的に実施することで、厳しい社会状況の中でも効果的・効率的に将来都市像を実現することをめざします。

また、これらの取組を個別に進めていくだけでは、公共サービスの質を効率的に高めていくことはできません。例えば歩きやすい環境の整備が健康づくりにもつながるように、それぞれの取組の波及効果にも着目しながら、行政の各部局や様々な地域の主体が連携・協働しつつ関わっていくことが必要になります。（※）

なお、重点テーマに該当する具体的な事業については、本基本計画に基づき策定される実施計画で位置付け、中長期的な視点で着実に取り組んでいくとともに、毎年度の予算編成においてその成果を検証し、実施計画のローリング*にあわせて見直していきます。

※このような取組をイメージできるよう、重点テーマの各項目で「草加市未来まちづくり市民会議で出された波及効果のイメージ」を示しています。



* ローリング… 現実と計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年定期的に行っていく手法

(2) 重点テーマ

持 重点テーマ1 続可能性の向上

持続可能なまち、安心して暮らせるまちをつくり上げていくためには、防犯・防災、福祉・医療、環境など様々な取組が必要となりますが、首都直下地震*等の大きな災害が高い確率で起こることが予測されている現状を踏まえると、道路や河川、建築物などの安全性を高める取組は喫緊の課題となっています。

また、真に必要な行政サービスを提供し続けるためには、市の財政に大きな影響を与えらると思われる要因を分析し、将来的な費用を抑制できるよう、早い段階から計画的に取り組んでいく必要があります。

今後、高齢化が進むと予測される本市の状況を踏まえると、増大する医療・介護費用を抑制するため、世代を超えた健康づくりに取り組んでいく必要があります。

さらに、高度成長期に集中して建設した公共施設・インフラの老朽化が全国的にも課題とされていますが、本市においても同様な状況が見受けられるので、今後、維持更新費用を計画的に抑制していかなければなりません。

一方で、上記に関連した取組・施策を行う際には、それらが、地域における日々の「生活の質」を高めるものであることが、同時に必要とされます。各地域の現状と課題、めざすべき方向を、地域住民や関連する主体で共有しつつ、各種の取組を行い、総合的な観点から各地域における持続可能性の向上をめざします。



草加市ハザードマップ



野菜のレシピ集

* 首都直下地震… 関東地方南部で歴史的に繰り返し発生するマグニチュード7級の巨大地震を指す総称

【第一期基本計画期間での主な取組】

(まちの安全性を高める防災の取組)

- ・ 町会連合会、自主防災組織、PTA連合会等の市民活動団体や大学と連携した、地域において市民の防災意識を高められる仕組みづくり
- ・ 地震被害想定や災害時の対応について記したハザードマップの作成・配布による啓発
- ・ 浸水被害の軽減を図り、市民の生命と財産を守るための排水施設の整備

(健康づくり)

- ・ 生活の中で体を動かす機会を増やすことによる健康づくり (S K T 2 4)
- ・ 地域が主体的に取り組んでいる介護予防教室への支援
- ・ 若い世代からの野菜不足解消に向け、地場産野菜等を使ったヘルシーレシピの情報提供
- ・ 栄養や食生活など健康づくりに関する正しい情報を身につけ、健康の輪を家族や友人等に広げる人材の育成
- ・ 健康管理や病気の重症化予防のための各種検診・健診の充実

(公共施設等の老朽化対策)

- ・ 災害時の拠点ともなる市役所新庁舎の建設
- ・ 健康増進、住民が憩える場として、老朽化した市民温水プールの建て替えの決定

■草加市未来まちづくり市民会議で出された波及効果のイメージ

河川の整備や河川の水質浄化は水害への対応力向上や環境負荷の軽減など、持続可能なまちづくりにつながる取組ですが、あわせて、河川周辺での歩行者空間、花やみどりのスポットなどの整備を進めることで河川沿いを歩く人が増え、市民の健康づくりによる医療費の抑制という面からも、持続可能なまちづくりにつながることを期待されます。

また、防災訓練の実施は災害時の安全性を高めますが、地域コミュニティを中心として実施することで、地域住民同士の顔の見える関係が築かれ、それが災害時の支え合いなどにつながるという面からも、まちの持続可能性が高まることが期待されます。

※このイメージのように様々な行政分野における取組を少し視点を変えて見直すことで、重点テーマの趣旨に沿った事業展開ができるものと考えます。

草加市未来まちづくり市民会議とは？

第四次草加市総合振興計画をつくるに当たって、市民が求める本市の将来の姿や現状の問題点、将来像の実現に向けた取組などを検討する場として設置したものです。

20歳以上の市民から無作為に抽出した2,500人に対し、参加の願いを郵送で送付し、参加の意志を表明いただいた方と、広報そうか、市のホームページでの公募にご応募いただいた方にご参加いただきました。



重点テーマ2 ブランド力の向上

市民にとって「いつまでも住み続けたい」と思えるまち、市民以外の方にとって「訪れてみたい、住んでみたい」と思える魅力あるまちづくりを進めることが、まちの活力を維持し、それがさらなるまちの魅力につながっていきます。住んでみたい、訪れてみたいと思っていただくためには、「草加」という名前に多くの方が魅力を感じるようにしていかなければなりません。つまり、「草加」というブランド力の向上が必要です。

全国的に名が知られている草加せんべいや、国の名勝に指定された「おくのほそ道の風景地 草加松原」などの資源、そして東京に隣接している立地など、本市には全国に誇れる様々な魅力や長所がありますが、一方で「草加」という名前が多くの人を引き付けるほどには至っていない現状があります。

本市の歴史や文化にまつわる地域資源をさらに活用するため、周辺環境の整備など付加価値を高める取組を進めるとともに、それらをシティプロモーション*の観点から、内外に積極的にPRしていくことが必要です。

また、空き店舗を活用した創業支援・周辺地域の活性化など、新たな魅力づくりにも取り組むことが必要です。

さらに、若い世代にとって魅力ある子育て環境、教育環境を充実し、好立地を活かしながら居住環境としての魅力を高める取組なども必要です。

このような取組を通じて、草加のブランド力の向上をめざします。



草加せんべいPRイベント



芭蕉庵



和舟の舟行

* シティプロモーション… 地域再生、観光振興、住民協働などの取組を通じて、「住み続けたい」、「住んでみたい」、「訪れてみたい」と思ってもらえるような働きかけをまちの内外に対して行うこと

【第一期基本計画期間での主な取組】

(草加の魅力向上・にぎわい創出)

- ・国指定名勝となった草加松原について、訪れる方々が気軽に休息できるようなお休み処の設置
- ・綾瀬川での和舟の舟行の支援など、新たな観光資源の育成
- ・「草加せんべいの普及を促進する条例」に基づく国内外に向けた草加せんべいのPR、国際的なイベントへの参加など
- ・空き店舗など既存資源を活用した創業支援と、周辺地域の活性化

(若い世代にとって魅力ある子育て環境、教育環境の充実)

- ・民間保育施設の誘致などによる待機児童の解消
- ・老朽化した公立保育園園舎の耐震補強による安全性向上
- ・幼・保・小・中の連携による学力向上
- ・老朽化した小中学校の校舎やトイレの改修などによる教育環境の改善・充実

■草加市未来まちづくり市民会議で出された波及効果のイメージ

創業支援や市民が実施するイベントの支援は地域のにぎわいを生み、魅力あるまちづくりにつながりますが、若者の創業や若者・子どもたちの主体的なイベントを重点的に支援することで、若者や子どもたちが地域に愛着を持ち、定住人口の増加や地域コミュニティの活性化などにもつながるという面からも、まちの魅力が高まることが期待されます。

※このイメージのように様々な行政分野における取組を少し視点を変えて見直すことで、重点テーマの趣旨に沿った事業展開ができるものと考えます。



日本文化芸術関連施設
「漸草庵（ぜんそうあん） 百代の過客（はくたいのかかく）」



重点テーマ3

コミュニティ力の向上

まちの持続可能性、安心を高めていく取組は、行政の力だけで進めることはできません。まちづくりを推進するための最大の資源は「人」であり、一人ひとりの市民の力をまちづくりに活かしていくことが重要となります。そうした市民の力を発揮するためには、最も身近なまちづくりの単位である町会・自治会を中心に市民の力を結束し、地域コミュニティとしての力を高めていくことが求められます。

また、多様化する市民ニーズ、地域ニーズに対応した魅力ある地域づくりを推進していくためには、住民自らがまちづくりの主体となりつつ、それぞれの関心に基づきネットワークを築いていくとともに、行政とのパートナーシップによって取組を進めることが今後ますます重要となります。

さらには、社会状況が変化する中で、地域のまちづくりに参画*する主体も多様化しており、またそれぞれの役割にも変化が生じてきています。民間事業者や既存のコミュニティ支援組織と地域住民組織、市民活動団体、行政など、それぞれの役割分担を見直しながら、地域課題の解決に向けて効果的・効率的に機能することができるよう、相互の交流や協働を図る必要があります。

そのために、コミュニティブロック*ごとに、現状と課題を的確に把握し、めざすべき方向性を関連する主体で共有した上で、役割分担や実現までのプログラムなど、その地区のまちづくりに関する様々な分野を、総合的かつ詳細にまとめた行動計画である「コミュニティプラン」によるまちづくりの仕組みについて検討していく必要があります。

行政内部についても、まちづくりのコーディネーターとして、多分野にわたる課題に対応するため、組織横断的に連携して取り組んでいくことのできる体制づくり、また、地域と協働できる職員を育成するための仕組みづくりなどが必要です。さらには、地域のまちづくりに対する資金・人材・情報・活動場所などについての支援を総合化・体系化していくことも必要です。このような取組を通じて、コミュニティ力の向上をめざします。



地区別懇談会の様子

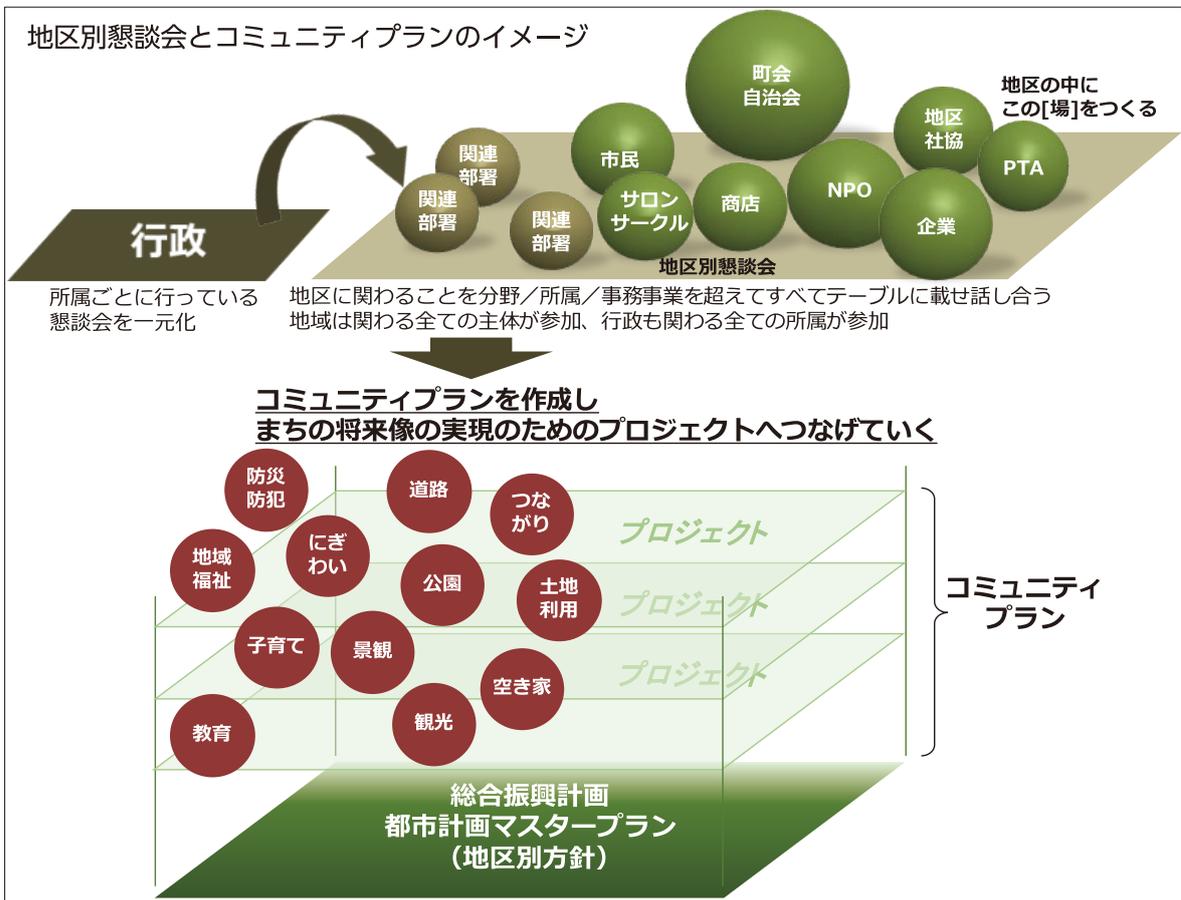


地区別懇談会の様子

* 参画……………市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加すること
 * コミュニティブロック…市内の町会・自治会を、地域ごとに10のブロックに分けたもの

【第一期基本計画期間での主な取組】

- ・コミュニティプラン（総合振興計画・都市計画マスタープランを実現するための地域ごとの具体的な計画）の策定に向けた地区別懇談会の開催



- ・まちづくりアドバイザーの派遣、各種講座の実施などによる地域人材の育成と情報提供
- ・ふるさとまちづくり応援基金の活用による資金面での支援
- ・空き家等既存資源の活用による身近なコミュニティ空間の配置
- ・認知症に関心のある人だれもが集うことができ、気軽に話ができる認知症カフェの展開
- ・「草加市町会・自治会への加入及び参加を促進する条例」に基づく加入促進に向けた取組
- ・「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の検証

■草加市未来まちづくり市民会議で出された波及効果のイメージ

空き家などを活用した地域の憩いの場づくりを支援し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、障がい者や子どもたちの居場所づくりなどを行うことで、地域の多様な人たちの支え合いや交流が促進されるとともに、地域のつながりが強化され、安全性の向上や地域でまちづくりを進める機運の醸成等にもつながることが期待されます。

※このイメージのように様々な行政分野における取組を少し視点を変えて見直すことで、重点テーマの趣旨に沿った事業展開ができるものと考えます。



4 | 計画

○ 施策体系図

大目標	中目標	小目標	施策
快適都市 く地域の豊かさの創出 く	(1) 快適な環境 ～環境にやさしい水と みどりのまちをつくる	1)水とみどりのまちづくり	施策1 水環境の保全 施策2 みどりの保全と創出
		2)環境との共生	施策3 環境を守り育てる
	(2) 安全と安心 ～人にやさしい安心して 住み続けられる まちをつくる	1)良好なまちづくり	施策4 良好なまちづくりの推進
		2)安全で円滑な交通	施策5 交通利用環境の改善促進 施策6 安全で快適な道路の整備
		3)安全性の高いまちづくり	施策7 総合的な治水対策の推進
			施策8 交通安全対策の推進
			施策9 危機管理体制の強化
			施策10 防犯対策の推進
	(3) 活気の創出 ～にぎわいのある まちをつくる	1)にぎわいの創出と ものづくりの発信	施策11 安全で安定した水の供給 施策12 安定した汚水処理の推進
		2)心地よい風景づくり	施策13 地域とともに栄える産業の振興 施策14 おもてなしの心が息づく観光の振興
	(4) 地域の共生 ～ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる	1)活力と生きがいのある 高齢社会	施策15 心地よいまちづくりの推進
		2)みんなで取り組む子育て	施策16 総合的な高齢者施策の推進
			施策17 児童福祉の推進
		3)ともに暮らす地域づくり	施策18 目指す「草加っ子」(15歳の姿)を 育む幼保小中を一貫した教育の推進
			施策19 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
			施策20 教育環境の整備・充実
			施策21 子ども・青少年育成の充実
			施策22 市民自治の推進
			施策23 地域福祉の推進
			施策24 就労支援・勤労者福祉の推進
施策25 障がい者福祉の推進			
4)草加らしい豊かな暮らし		施策26 生活保護世帯・生活困窮者の自立支援	
		施策27 国際交流・地域間交流の推進	
(5) 地域経営を進める市役所		1)市民とともに考え行動する職員	施策28 人権の尊重
	2)「地域の豊かさ」を創出 するための組織	施策29 学びの成果が発揮される生涯学習の推進	
	3)情報公開から情報共有へ	施策30 草加らしい文化の創造	
	4)経営手法の導入	施策31 スポーツの推進	
		施策32 消費者の自立と支援	
	施策33 心と体の健康づくり		
	施策34 医療環境の充実		
	施策35 市民とともに考え行動する職員の育成		
	施策36 市民参画制度の推進		
	施策37 社会ニーズへの的確な対応		
	施策38 市役所の情報化の推進		
	施策39 市政の透明性・公平性の充実		
	施策40 計画的で効果的な行政の推進		
	施策41 質の高い広域連携の推進		

○ 各施策の見方

(2)安全と安心 ～人にやさしい安心して住み続けられるまちをつくる

3) 安全性の高いまちづくり

施策7 総合的な治水対策の推進

▶ 施策の意図

水害から市民を守ります。

▶ 現状と課題

中川・綾瀬川流域の下流域に位置する本市は、もともと浸水しやすい地形特性を有していることに加え、流域の開発や都市化の進行に伴い、保水・遊水機能*1の低下が著しく、河川への流出量の増大をもたらしています。そのため、河川の氾濫や排水機能を上回る降雨などにより、水害の発生しやすい状況にあります。

そのため、本市は今日まで、重要な課題として治水施設の整備に取り組み、一定の治水安全度が確保され、被害を受ける頻度は少なくなってきましたが、気候変動*2による台風の大型化、全国各地で頻発する予測困難な集中豪雨などにより、多くの被害がもたらされていることから、まだまだ治水対策が大きな課題であることに変わりありません。

▶ 施策の方針

- 中川・綾瀬川流域整備計画を基本として、流域内の河川や治水施設等の整備を促進するとともに、河川・水路の保全、施設の老朽化に伴う計画的かつ効率的な改修・更新、水防活動体制の充実を図り、総合的な治水対策を推進します。
- ハザードマップ等により各地域の危険性を市民に広めて防災意識の高揚を図り、市民とともに水害に強いまちづくりを進めます。

▶ 施策の柱

- ① 水害に強い河川等の整備
- ② 河川等の保全

▶ 関連施策

- 施策1 水環境の保全
- 施策9 危機管理体制の強化

▶ 関連分野別計画等

草加市下水道ストックマネジメント実施計画

*1：保水・遊水機能… 保水：森林、土壌などがその中に水分を保つこと 遊水：雨水や河川の水が流入して留まること
*2：気候変動… 大気の状態である気候が様々な要因により、多様な時間の尺度で変動すること

施策がめざす目標です。

施策に関連する本市の現状（第一期基本計画期間に取り組んできた内容も含まれます。）と、今後取り組むべき課題について記述しています。

課題解決に向けて、本市が今後取り組んでいく施策の方針について記述しています。

施策の目標を実現するための取組を、特性ごとにまとめた柱（事業の単位）になります。

なお、具体的な手法等については実施計画に定めることとします。

ある施策の意図を実現するためには、個々の取組を個別に進めるだけでなく、施策同士の連携や、取組の波及効果にも着目しながら、様々な主体が連携・協働して進めていく必要があります。ここでは、当該施策の意図の実現につながる関連施策を掲載しています。

当該施策における市の分野別の関連個別計画等を掲載しています。



